

消費者契約法に基づく内閣総理大臣の処分に係る標準処理期間

消費 費 者 庁

平成 28 年 10 月 6 日

内閣総理大臣が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく認定、同法第 17 条第 2 項の規定に基づく更新、同法第 19 条第 3 項の規定に基づく合併の認可又は同法第 20 条第 3 項の規定に基づく事業の譲渡の認可の申請を受け付けてから当該申請に対する処分をするまでに要する期間は、特段の事由が存在しない限り、60 日から 90 日とする。